

法曹養成制度改革の推進について〈概要〉

項目	担当	事項	期限		
法曹有資格者の活動領域の在り方	第2 法務省/ 閣僚会議	閣僚会議の下に各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。			
今後の法曹人口の在り方	第3 閣僚会議	あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討するため法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を公表	2年以内		
法曹養成課程における経済的支援	第4 1 (最高裁)	可能な限り、第67期司法修習生から、移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和の実施を期待	速やかに		
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策を検討・結論	→ 実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内	
		第4 2 (1)	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策を検討・結論	↓	[結論] 1年以内
	法務省/ (最高裁)		実施/ (実施を期待)	[実施] 2年以内	
	閣僚会議	文科省等による施策の進展状況等を見つ、法的措置の具体的な制度の在り方について検討・結論		2年以内	
	法科大学院	(2)	法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援を検討・結論	→ 実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内
		(3)	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、「共通到達度確認試験(仮称)」の導入について、基本設計・実施を検討	2年以内
	閣僚会議		文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、制度設計・実施の検討	文科省:その後実施準備→ (5年以内に試行開始目標)	2年以内
	(4)	文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入の検討・実施準備		1年以内
	司法試験	第4 3 (1)	受験回数制限の緩和(5年以内5回まで)及び短答式試験科目限定(憲法・民法・刑法)について、司法試験法の改正案の立案作業、国会提出		1年以内
(2)		閣僚会議	論文式の試験科目の削減について検討し、結論を得る。	2年以内	
(3)		閣僚会議	予備試験の在り方を検討し、結論を得る。	2年以内	
(4)		(法務省司法試験委員会)	司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について、検討体制を整備することを期待	2年以内	
司法修習	第4 4 (最高裁)	司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことを期待		2年以内	
	閣僚会議	上記最高裁の検討状況等を踏まえつつ、司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方について検討		2年以内	